

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼玉県知事 外1名

準備書面(4)

平成17年11月30日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



第1 本件ダム建設事業の必要性について

八ッ場ダム建設事業の必要性については、既に準備書面(2)、(3)において、治水上、利水上の必要性を述べている。埼玉県の治水上、利水上の必要性が国の八ッ場ダム建設事業に反映されているからこそ、埼玉県は国の事業に参画しているものである。以下、原告らの求釈明に応じながら、さらに事業の必要性について補足する。

第2 求釈明について

1 八ッ場ダム建設事業の河川法上の位置付け（治水関係）

(1) 一級河川である利根川水系の河川整備基本方針は、河川管理者である国土交通大臣が定めるものであり（河川法16条1項）、埼玉県知事が当該水系の河川整備基本方針が必要か否かを判断するものではない。

(2) 次に、河川整備計画については、河川管理者が河川整備基本方針に沿って

当該河川の整備に関する計画として定めることになっている（河川法16条2項）。八ッ場ダム建設事業は、国土交通省が事業主体であることから、当該ダムについては、国土交通大臣が定める利根川水系河川整備計画に位置づけられるため、河川整備基本方針と同様に埼玉県知事が必要か否かを判断するものではない。なお、全体的な立場からみた治水上の必要性については、乙第9号証の説明にあるとおりであり、また、埼玉県の立場からの必要性については、被告準備書面（3）3「八ッ場ダム建設事業の目的等について」9頁以下で述べているところである。

（3）「河川整備方針及び、河川整備計画が未策定の段階で事業を推進する理由」については、準備書面（3）で述べたとおり平成9年改正の河川法附則第2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間においては、改正前の河川法16条1項の規定する工事実施基本計画の一部を河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすものとされており、八ッ場ダムは、利根川水系工事実施基本計画において、利根川の洪水調節等のために必要な施設であると位置づけられていることによる。

2 八ッ場ダム建設事業の水資源開発促進法上の位置付け（利水関係）

（1）水資源開発基本計画については、準備書面（3）で述べたとおり、水資源開発促進法第1条及び第3条に基づき、昭和37年に利根川水系が（乙第13号証）、昭和49年に荒川水系が用水の供給を確保するために水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある水資源開発水系として指定された（乙第15号証）。

この水資源開発基本計画について原告らは、「計画の目標年次も設定せず、新たな水需要の予測も行わず」（求釈明申立書第2.2（2））と述べているが、同計画は、昭和63年の全部変更以降、7回の変更を経て現在に至っている（被告準備書面（3）6頁参照）。

これらの変更は、これまでに計画中のダム建設を中止して、水需要に見合

う水資源開発施設を掲載したものである。また、埼玉県の八ッ場ダム事業への参画については、県議会の議決等必要な手続きを経て、昭和61年7月10日告示された「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（乙第8号証）作成時点での参画したものであり、原告らが平成12年以降に埼玉県が参画したというのは誤りである。

(2) 八ッ場ダム建設事業への参画については、前述のとおり平成12年度以前から参画しており、原告のいう「仮にそうだとすれば」以下についてふれる必要はない、と考えるが、ここでは、第2回の八ッ場ダム建設事業における基本計画変更の基となっている「埼玉県長期水需給の見通し」（乙第26号証）の詳細について説明し、埼玉県の事業参画の合理性を明らかにする。

なお、この「埼玉県長期水需給の見通し」は、平成15年12月定例県議会総合政策常任委員会に行政報告したもので、以下のとおり、きわめて合理的なものである。

ア 水道水は、飲料水、炊事や洗濯などに使用する家庭用と飲食店、デパート、学校や工場などが使用する都市活動用に大別され（乙第26号証2頁、参考）、今回の推計は、目標年度を平成27年度として家庭用、都市活動用水毎に需要水量を算出した。

(ア) 以下、乙第26号証4頁参照。

a まず、水需要量の推計について述べるが、水道水は常に安定的に供給する必要があるため、最も需要が発生する1日の給水量（「1日最大給水量」という。）を推計する必要がある。

その水量の推計は、最も信頼できる有収水量（料金収入のあった水量）から行い、推計に使用する実績は、平成3年度から平成12年度までの過去10年間とした。

b 家庭用に大きく影響する埼玉県の行政区域内人口は、実績値を基にして一般的に人口推計に用いられる推計方式である「コーホート要因法＊1後



期掲載」を使用して算出し、平成27年度には埼玉県の行政区域内人口は約728万人に達する。

その時に水道を利用する人の割合（水道普及率）は、平成12年度における水道普及率は99.6%であり、今後の普及率の上昇から推計すると平成27年度には99.9%となるものとして、給水人口は約727万人と推計した。

(*1 コーホート要因法とは、同年又は同時期に出生した集団（コーホート）の時間変化による変化量、変化率を用いて予測人口をとらえる方法である。)

c 次に、有収水量のうち、家庭用の使用水量は1人1日当たりの使用量を推計し、前述の給水人口を乗じて全体使用量を算出、併せて都市活動用水についても推計し、両者を合算して有収水量を推計している。この時の推計手法も、水需要量の推計に一般的に使用される手法である「回帰分析法*2」を用いた。

(*2 回帰分析法とは、複数の変量から構成される資料において、特定の変量を用いた数式によって残りの変量の予測を行う方法である。)

d 前記有収水量を有収率（過去10年間の実績から想定した1日平均給水量に対する有収水量の割合）で除して平成27年度の1日平均給水量を算出し、さらに負荷率（過去10年間の実績から想定した1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合）で除して平成27年度の1日最大給水量を算出した。その結果、平成27年度における1日平均給水量は約257万m³、1日最大給水量は約312万m³と推計した。

e また、地下水汚染や近年の小雨化傾向を考慮した渇水時などの、予測し得ない事態に必要となる水量として約13万m³を計上し、合わせて約325万m³の水道水が平成27年度に必要となると予測した。

(イ) 以下、乙第26号証5、6、7頁参照。

a 前記約325万m³に対する水源量は、浄水場内における漏水や各種ポンプの冷却水に使用する量などのロス分を4%と見込み、約338万m³相当を確保することとした。これは毎秒39.135m³である。

また、水源の種類は、地下水、河川自流（既にダムが計画される前から許可されていた水利権や、河川法に該当しない河川、例えば沢や水路の余剰水が許可されたもの）及びダム等水源開発施設がある。

b 水源の張り付けに関しては、地下水、河川自流を優先することとした。特に地下水は貴重な水源との認識から、地盤沈下を停止できると想定される水量一杯を適正利用し、残りをダム等の水源開発施設に求めることとした。

まず、地下水については、平成3年11月29日に地盤沈下防止等対策閣僚会議において決定された、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地下水採取に係る年間採取目標量から、沈下体積が「0」となる、いわゆる地盤沈下が停止しうる水道水分の地下水採取量を算出し、毎秒6.747m³までを適正に利用することとした。

次に、河川自流については、既に許可を取得している水量毎秒1.235m³と、新たに許可の見込みのある水量毎秒0.022m³とを合わせ、毎秒1.257m³を確保することとした。

その結果、毎秒31.131m³（毎秒39.135m³－毎秒6.747m³－毎秒1.257m³）をダム等の水源開発施設で確保することが必要となった（乙第26号証6頁後段）。

c ダム等の水源開発施設での確保水量毎秒31.131m³の内訳は、既に完成している下久保ダムを初め11施設で毎秒14.868m³（乙第26号証7頁）あり、この中には埼玉県南部工業用水道の水利権のうち、下久保ダムから毎秒0.7m³、権現堂調節池から毎秒0.363m³の合わせて毎秒1.063m³の水源転用を行い、有効活用した水源も含まれている（乙

第26号証6頁前段)。

また、全国に先駆けて4つの農業用水合理化事業(農業用水合理化一次、同二次、埼玉合口二期、利根中央事業)を実施し、4月から9月までのかんがい期に限った水利権ではあるものの毎秒10.913m³(うち毎秒0.5m³は年間を通した水利権)の水源転用を行っている(乙第26号証5頁後段、7頁)。

- d 前記によりダム等の水源開発施設により確保する水源量、毎秒31.131m³のうち毎秒25.781m³(毎秒14.868m³+毎秒10.913m³)を確保したことになるが、さらに不足する水源毎秒5.35m³は、滝沢ダム、霞ヶ浦導水、八ッ場ダムにより確保することとした。
- e その他、水道水は年間を通して給水しており、それに併せて水源についても年間を通して確保することが必要であり、かんがい期のみ限定されて取水が許可された4つの農業用水合理化事業に相対する非かんがい期分(以下、「冬水」という。)については、思川開発事業と八ッ場ダムで毎秒10.413m³を手当てすることとした(乙第26号証7頁)。
- f 以上の水源計画を策定することにより、それまでに参画していた水源量のうち、戸倉ダム相当分が不要となつたため、同ダムから撤退したものである。
- g この中で、4つの農業用水合理化事業の水道用水への転用地点が利根大堰地点(埼玉県行田市)のものが多く、同地点よりも上流のダムで手当てる必要があったが、毎秒約10m³もの冬水手当ができる利根川上流のダムが八ッ場ダム以外にはなかったことから、八ッ場ダムの年間を通して取水できる水利権を取り崩して冬水へ手当したものである(乙第26号証7頁左側グラフから右側グラフへ)。

今回作成した「埼玉県長期水需給の見通し」は、これまで述べたように、地下水は地盤沈下をさせない範囲で適正に使用する、農業用水や工業用水の

余剰水を水道用水へ転用して有効利用を図るなど、あらゆる施策を行った上で計画されたものであり、八ッ場ダムは本県の水需給計画上必要不可欠な水源の一つになっているものである。

3 「埼玉県新長期構想－緑と清流、豊かな埼玉・21世紀をめざして」（県営水道が保有する許可水利権）についての求釈明について

県営水道は、大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場の5浄水場を拠点として、平成17年10月現在、茨城県五霞町を含む68団体72市町村に水道水を供給している。水利権は、取水地点ごとに申請し許可がなされるため、浄水場毎にその内容を述べる。

(1) まず、原告のいう「①その目的及び⑥失効に関する規定の内容」については、5浄水場における内容が概ね同一であるため、ここでまとめて述べる。

①給水対象水道事業体（市町村水道並びに企業団水道）への水道用水の供給。
⑥水利使用に関する河川法の規定に基づく許可是、次に掲げるとときは、効力を失うとなっている。

ア この水利使用が廃止されることとなる水道法の規定による処分があったとき。

イ 暫定取水量に係るもの以外のものについては、許可期間の更新の許可の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。

(行田浄水場にあっては、暫定取水量に係るもの以外のものについては、許可期間の更新のための協議がなされた場合において、当該協議に同意しない旨の処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該協議に同意しない旨の処分があったとき。)

ウ 暫定取水量に係るものについては、許可期限が到来したとき。

(2) 大久保浄水場（乙第27号証）

②取水口の位置は、第一取水口が埼玉県さいたま市桜区大字宿字神子田120

6番地先（荒川左岸）、第二取水口が埼玉県さいたま市桜区大字宿字二重川1090番地先（荒川左岸）の2箇所。

③最大取水量については、第一取水口で毎秒3.472m³、第二取水口で毎秒8.344m³で、合計で毎秒11.816m³である。その内訳は、下久保ダム毎秒2.300m³、有間ダム毎秒0.300m³、浦山ダム毎秒2.696m³、埼玉合口二期毎秒3.704m³、荒川調節池毎秒2.100m³、農業用水合理化一次毎秒0.018m³、八ッ場ダム毎秒0.670m³、利根中央毎秒0.028m³。

④取水の条件については、次のとおりである。

ア 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。ただし、既に有間貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りでない。

イ 有間ダムに係る開発水量の取水及び貯水池における流水の貯留は、次の要件に適合するものでなければならない。

(ア) 有間貯水池における流水の貯留は、秋ヶ瀬堰地点直上流における荒川の自己流量が5m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。ただし、既に有間貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りでない。

(イ) 有間ダムによる洪水調節及び流水の正常な機能の維持に対して支障を生じないようにすること。

ウ 最大取水量のうち2.3m³/s（下久保ダム分）に係る取水は、独立行政法人水資源機構が行う利根川取水施設から取水し、武藏水路の荒川注水口（鴻巣市糠田付近）から注水（注水とは、河川水を他の河川へ導水する場合の放流のこと。）される埼玉県水道に係る注水量の範囲内で行わなければならない。ただし、注水口地点における荒川の水位がT.P.14.20mを超

える場合は、この限りでない。

(「T. P.」とは、東京湾の平均潮位を0mとする高さを表す基準の一つ。)

工 最大取水量のうち $7.396\text{ m}^3/\text{s}$ を超える部分（以下「暫定取水量」という。）に係る取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

($7.396\text{ m}^3/\text{s}$ とは、下久保ダム $2.3\text{ m}^3/\text{s}$ 、有間ダム $0.3\text{ m}^3/\text{s}$ 、浦山ダム $2.696\text{ m}^3/\text{s}$ 、荒川調節池 $2.1\text{ m}^3/\text{s}$ の安定水利権の合計値であり、これを越える部分の暫定取水量に当たる水利権は、埼玉合口二期 $3.704\text{ m}^3/\text{s}$ 、農業用水合理化一次 $0.018\text{ m}^3/\text{s}$ 、八ッ場ダム $0.67\text{ m}^3/\text{s}$ 、利根中央 $0.028\text{ m}^3/\text{s}$ の合計値 $4.420\text{ m}^3/\text{s}$ である。)

(ア) 暫定取水量のうち $0.716\text{ m}^3/\text{s}$ （ $4.420\text{ m}^3/\text{s}$ のうち埼玉合口二期 $3.704\text{ m}^3/\text{s}$ を除く）に係る取水は、次の式により算定して得た取水量の範囲内において行うこと。ただし、荒川注水口地点における荒川の水位がT. P. 14.20mを超える場合は、この限りでない。

$$\text{取水量} = (Q_1 - 20.0\text{ m}^3/\text{s}) \times \frac{0.716\text{ m}^3/\text{s}}{(Q_2 - 20.0\text{ m}^3/\text{s})}$$

式において、 Q_1 は独立行政法人水資源機構が行う利根川取水施設から取水し、荒川注水口から注水される注水量、 Q_2 は利根川から荒川に注水され、荒川又は朝霞水路から取水される東京都水道、東京都工業用水道、埼玉県水道及び埼玉県南部工業用水道に係る最大取水量の合計。

(イ) 暫定取水量のうち $3.704\text{ m}^3/\text{s}$ （埼玉合口二期分）に係る取水は、次の式により算定して得た取水量の範囲内において行うこと。ただし、荒川注水口地点における荒川の水位がT. P. 14.20mを超える場合は、この限りでない。

$$\text{取水量} = \frac{3.704\text{ m}^3/\text{s}}{4.263\text{ m}^3/\text{s}} \times Q_1$$

式において、Q1は独立行政法人水資源機構が行う利根川取水施設から取水し、埼玉合口二期事業荒川連絡水道専用水路によって荒川に注水（さいたま市西区大字西遊馬付近）される注水量。

(ウ) この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の水資源の開発又は利用のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。

オ 河川管理者は、必要があると認めるとときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前各号の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

⑤許可のなされた日付と許可期限について

許可のなされた日付：平成17年3月31日

許可期限 下久保ダム：平成26年3月31日

有間ダム：平成26年3月31日

浦山ダム：平成26年3月31日

埼玉合口二期：平成18年3月31日

荒川調節池：平成26年3月31日

農業用水合理化一次：平成18年3月31日

八ッ場ダム：平成18年3月31日

利根中央：平成19年3月31日

(3) 庄和浄水場（乙第28号証）

②取水口の位置は、本取水口（庄和浄水場の取水口）が埼玉県北葛飾郡庄和町大字中野105の1番地先（江戸川右岸）、注水用取水口（権現堂調節池開発水量を中川から幸手放水路を経由し江戸川へ放流するときの取水口）が埼玉県幸手市大字惣新田4218番地先（幸手放水路左岸）、注水口（権現堂調節池開発水量を中川から幸手放水路を経由し江戸川へ放流するときの放流口）が埼玉県幸手市大字中島地先（江戸川右岸）である。

③最大取水量については、本取水口で毎秒3.465m³、注水用取水口で毎秒0.433m³である。水源内訳は、草木ダム毎秒0.540m³、奈良俣ダム毎秒0.951m³、渡良瀬遊水池毎秒0.505m³、権現堂調節池毎秒0.433m³、利根中央毎秒1.036m³。

④取水の条件については、次のとおりである。

ア 取水及び貯水池における流水は、次に掲げるものに対して支障を生じないようにしなければならない。ただし、(イ)に掲げるものに対しては、既に貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りでない。

(ア) 権現堂調節池による洪水調節及び流水の正常な機能の維持

(イ) この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業

イ 最大取水量3.465m³/sのうち、2.429m³/sを超える部分（以下「暫定取水量」という。）の取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

（2.429m³/sとは、草木ダム0.54m³/s、奈良俣ダム0.951m³/s、渡良瀬遊水池0.505m³/s、権現堂調節池0.433m³/sの安定水利権の合計値であり、これを超える部分の暫定取水量に当たる水利権は、利根中央1.036m³/sである。）

(ア) 栗橋地点における利根川の流量が、かんがい期（4月11日から9月30日）においては145m³/sを、非かんがい期（10月1日から翌年の4月10日まで）においては79m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において取水すること。ただし、野田地点における江戸川の流量（以下「江戸川流量」という。）が、かんがい期（4月1日から10月31日まで）においては49m³/sを、非かんがい期（11月1日から翌年の3月31日まで）においては46m³/sを上回っている場合に限る。

(イ) この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の水資源の開発又は利用のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。

ウ 幸手放水路から江戸川への注水は、江戸川流量が、河川管理者がこの水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に指示する流量を超える場合は、停止するものとする。ただし、この場合において、本取水口に係る取水は、最大取水量の規定するとおり取水することができる。

エ 河川管理者は、必要があると認めるときは、水利使用に対し、前3項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

⑤許可のなされた日付と許可期限について

許可のなされた日付：平成17年3月25日

許可期限 草木ダム：平成22年3月31日

奈良俣ダム：平成22年3月31日

渡良瀬遊水池：平成22年3月31日

権現堂調節池：平成22年3月31日

利根中央：平成19年3月31日

(4) 新三郷浄水場（乙第29号証）

②取水口の位置は、埼玉県三郷市新和2丁目61番地先（江戸川右岸）である。

③最大取水量については、毎秒4.390m³である。水源内訳は、利根河口堰毎秒1.150m³、北千葉導水路毎秒2.300m³、霞ヶ浦導水毎秒0.940m³。なお、利根河口堰と北千葉導水路毎秒3.450m³に係る取水は、北千葉導水施設と三郷放水路機場等施設との連携により確保される流水が利用されるものとする。また、1.150m³に係る取水は、利根川河口堰により確保される流水が利用されるものとする。

④取水の条件については、次のとおりである。

ア 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使

用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

イ 最大取水量のうち $1.150 \text{ m}^3/\text{s}$ (利根河口堰分) に係る取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

(ア) 取水は、河川管理者が北千葉導水施設操作規則（以下「操作規則」という。）に基づく操作により江戸川において埼玉県水道分として確保した範囲内で取水しなければならない。

(イ) 前号に係る取水のうち、操作規則に基づく操作で施設の運転により確保される流水以外の取水については、この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の水資源の開発又は利用のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。

ウ 最大取水量 $4.390 \text{ m}^3/\text{s}$ のうち、 $3.450 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える部分（以下「暫定取水量」という。）に係る取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

(3. $45 \text{ m}^3/\text{s}$ とは、北千葉導水 $2.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、利根河口堰 $1.15 \text{ m}^3/\text{s}$ の安定水利権の合計値であり、これを超える部分の暫定取水量に当たる水利権は、霞ヶ浦導水 $0.94 \text{ m}^3/\text{s}$ である。)

(ア) 取水は、河川管理者が操作規則に基づく操作により江戸川に暫定取水量として確保した範囲内で取水しなければならない。ただし、野田地点における江戸川の流量が4月1日から10月31日までの間においては $4.9 \text{ m}^3/\text{s}$ 、11月1日から3月31日までの間においては $4.6 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える場合、その超える部分の範囲内においては、この限りでない。

(イ) この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の水資源の開発又は利用のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。

エ 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前3項の規定を守るため必要な水利使用者



がとるべき措置を指示することができる。

⑤許可のなされた日付と許可期限について

許可のなされた日付：平成16年4月26日

許可期限 利根河口堰：平成22年3月31日

北千葉導水路：平成22年3月31日

霞ヶ浦導水：平成19年3月31日

(5) 行田浄水場（乙第30号証）

②取水口の位置は、埼玉県行田市大字須加字船川4388番地先（利根川右岸）である。

③最大取水量については、毎秒4.815m³である。水源内訳は、農業用水合理化一次毎秒2.166m³、農業用水合理化二次毎秒1.581m³、利根中央毎秒1.068m³。

④取水の条件については、次のとおりである。

ア 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

イ 最大取水量4.815m³/sのうち、0.5m³/sを超える部分（以下「暫定取水量」という。）に係る取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

（0.5m³/sとは、農業用水合理化一次2.166m³/sのうち安定水利権の0.5m³/sであり、これを超える部分の暫定取水量に当たる水利権は、農業用水合理化一次の残り1.666m³/s、農業用水合理化二次1.581m³/s、利根中央1.068m³/sの合計値4.315m³/sである。）

（ア）栗橋地点における利根川の流量がかんがい期（4月11日から9月30日まで）においては145m³/sを、非かんがい期（10月1日から翌年の4月10日まで）においては79m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において取水すること。ただし、布川地点における利根川

の流量がかんがい期（4月1日から8月31日まで）においては $113\text{ m}^3/\text{s}$ を、非かんがい期（9月1日から翌年の3月31日まで）においては $75\text{ m}^3/\text{s}$ を、野田地点における江戸川の流量がかんがい期（4月1日から10月31日まで）においては $49\text{ m}^3/\text{s}$ を、非かんがい期（11月1日から翌年3月31日まで）においては $46\text{ m}^3/\text{s}$ をそれぞれ上回っている場合に限る。

(イ) この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の流水の貯留のための施設に関するものに支障を生じないようすること。

ウ 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前2項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

⑤許可のなされた日付と許可期限について

許可のなされた日付：平成17年3月25日

許可期限 農業用水合理化一次（安定分）：平成26年3月31日

農業用水合理化一次（暫定分）：平成18年3月31日

農業用水合理化二次：平成19年3月31日

利根中央：平成19年3月31日

(6) 吉見浄水場（乙第31号証）

②取水口の位置は、埼玉県鴻巣市大字滝馬室字中耕地189番地先（荒川右岸）である。

③最大取水量については、毎秒 1.365 m^3 である。水源内訳は、合角ダム毎秒 0.883 m^3 、農業用水合理化一次毎秒 0.482 m^3 。

④取水の条件については、次のとおりである。

ア 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。ただし、既に合角ダム

貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りではない。

イ 合角ダムに係る開発水量の取水及び貯水池における流水の貯留は、次の要件に適合するものでなければならない。

(ア) 合角ダム貯水池における流水の貯留は、皆野地点における赤平川流量が5月1日から9月30日までの間においては $2.6 \text{ m}^3/\text{s}$ を、10月1日から翌年の4月30日までの間においては $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。ただし、既に合角ダム貯水池に貯留された流水を引き続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りではない。

(イ) 合角ダムによる洪水調節及び流水の正常な機能の維持に対して支障を生じないようにすること。

ウ 最大取水量のうち $0.883 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える部分（以下「暫定取水量」という。）に係る取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

ただし、荒川注水口地点における荒川の水位がT.P. 14.20mを超える場合は、この限りではない。

(ア)

$$\text{取水量} = (Q_1 - 20.0 \text{ m}^3/\text{s}) \times \frac{0.482 \text{ m}^3/\text{s}}{(Q_2 - 20.0 \text{ m}^3/\text{s})}$$

式において、 Q_1 は独立行政法人水資源機構が行う利根川取水施設から取水し、注水口から注水される注水量、 Q_2 は利根川から荒川に注水され、荒川又は朝霞水路から取水される東京都水道、東京都工業用水道、埼玉県水道及び埼玉県南部工業用水道に係る最大取水量の合計。

($0.883 \text{ m}^3/\text{s}$ とは、安定水利権の合角ダム分であり、これを超える部分の暫定取水量に当たる水利権は、農業用水合理化一次 $0.482 \text{ m}^3/\text{s}$ である。)

- (イ) この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用のうち、ダムその他の水資源の開発又は利用のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。
- 工 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

⑤許可のなされた日付と許可期限について

許可のなされた日付：平成17年3月31日

許可期限 合角ダム：平成25年3月31日

合理化一次：平成19年3月31日

4 許可水利権が「暫定的に割り当てられた」と主張する点についての求釈明について

「埼玉県新長期構想－緑と清流、豊かな埼玉・21世紀をめざして－」が策定された昭和59年度当時は、急激な人口増加に伴って水需要も増加したが、県営水道が参画している水源開発施設が完成しておらず、水源の確保に難渋している状況であった。

このような状況から、埼玉県が河川管理者に対し水利使用の緊急性を訴えた結果、その必要性や将来の水源措置が施されている等を条件に暫定豊水水利権として許可されたものである。

当時の県営水道は、大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場の3浄水場で取水し、毎秒14.747m³の水利権（乙第32号証）を取得していたが、そのうち安定水利権は毎秒2.100m³（下久保ダム1.6m³/s及び農業用水合理化一次2.666m³/sのうち0.5m³/s）のみであり、残りはすべて暫定豊水水利権であった。実に、約86%が暫定豊水水利権という状況であり、県営水道の供給は極めて不安定なものであった。

(1) 暫定的に割り当てられたとする水利権について

昭和59年度当時における暫定豊水水利権は次のとおり。

利根河口堰 1. $15 \text{ m}^3/\text{s}$ ・草木ダム 0. $54 \text{ m}^3/\text{s}$ ・奈良俣ダム 0. 9
 $1 \text{ m}^3/\text{s}$ ・北千葉導水路 2. $3 \text{ m}^3/\text{s}$ ・渡良瀬遊水池 0. $505 \text{ m}^3/\text{s}$ ・農
業用水合理化一次 2. $166 \text{ m}^3/\text{s}$ ・農業用水合理化二次 1. $195 \text{ m}^3/\text{s}$
・滝沢ダム 3. $328 \text{ m}^3/\text{s}$ ・有間ダム 0. $3 \text{ m}^3/\text{s}$ ・浦山ダム 0. 25
 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、合計 12. $647 \text{ m}^3/\text{s}$ 。

なお、利根河口堰及び草木ダムについて施設は完成していたものの、関連施設が未完成であったり、取水地点が開発地点よりも上流であったため、暫定豊水水利権扱いとなっていた。

(2) その他の水利権との違い、「暫定的」の意義について

原告のいうその他の水利権とは、安定水利権と位置付けているもので、既に完成している水源施設に貯留された流水により、許可された水量を取水できるものであり、取水にあたって条件のない水利権をいう。(乙第32号証：赤字の水源施設)

一方、暫定豊水水利権は、準備書面(2)第2の55において述べたとおり、水源施設の完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権である。(乙第32号証：黒字の水源施設)

5 ハッ場ダムの新規利水について

ハッ場ダムへの参画は、逼迫する水需要を賄うため、本準備書面第2の2の(2)で述べたとおり、あらゆる施策を行った上で計画されたものであり、同ダムは本県の水需給計画上必要不可欠な水源である。

6 農業用水転用水利権の転用と合わせての非かんがい期の利水の必要性について

おって、準備書面で証明する。

第3 支出に関する書面について

準備書面（2）において、支出に関し、書証を提出しているが、書証に基づいて、さらに補足して、八ッ場ダム建設事業に係る各負担金について説明する。

1 八ッ場ダム建設事業実施の状況

八ッ場ダム建設事業は、準備書面（3）の第3、2の（3）の③及び④のとおり、平成13年9月27日付で工期の延長、平成16年9月28日付で流量の正常な機能維持の追加、開発水量の変更、事業に要する費用の概算額の変更等を経て現在に至っているが、現在までに、水文調査（河川の水位、河川流量、降雨量等の調査）、環境調査、地形・地質調査、測量調査、補償調査等の各種調査、用地補償並びに代替え地の造成等が行われており、平成16年度末時点での進捗率は、事業費ベースで約41.5パーセントとなっている。

2 八ッ場ダム建設事業費負担金

特定多目的ダム法は、ダムの建設及び管理に関し河川法（昭和39年法律第167号）の特例を定めるとともに、一定量の流水の貯留を一定の地域において確保するダム使用権を創設し、もって多目的ダムの効用をすみやかに、かつ十分に發揮させることを目的としている。（同法第1条）

同法第4条に基づき、国土交通大臣は八ッ場ダム建設事業基本計画を作成する（乙8号証及び乙19号証）。この基本計画にダム建設事業費の概算額、負担者及び負担額が定められ、各負担者は毎年度事業の進捗に伴い国土交通大臣が支出した建設事業費のそれぞれ負担割合に応じた請求を受け、負担金を支出している。

このうち、ダム使用権設定に相当する費用をいわゆる利水負担金（特定多目的ダム法第7条）、河川の管理に要する費用を治水負担金（河川法第60条）とし、利根川流域の八ッ場ダム建設に伴い受益を得る自治体がそれぞれ負担金を支出している。

(1) 利水負担金

埼玉県の利水負担金については、現行の基本計画において、建設に要する費用の額に 1,000 分の 168 を乗じて得た額とされている(乙 19 号証)。

平成 15 年 9 月 10 日から平成 16 年 9 月 9 日まで（以下「指定期間」という。）に埼玉県公営企業管理者が国土交通省へ支払った負担額は、まず、平成 15 年度分の全体負担額として平成 15 年 4 月 21 日付け 3,160,835,000 円の支出負担行為決議を行った（乙第 2 号証の 2）。うち、指定期間内に支払った負担額は平成 15 年 11 月 28 日に支出命令（乙第 2 号証の 3）を行い、平成 15 年 12 月 12 日に支出した 532,351,000 円（乙第 2 号証の 4、2 頁上段）と、平成 16 年 2 月 19 日に支出命令（乙第 2 号証の 4）を行い、平成 16 年 2 月 27 日に支出した 731,983,000 円（乙第 2 号証の 4、2 頁下段）の合わせて 1,264,334,000 円である。

次に、平成 16 年度の負担額については、平成 16 年 5 月 31 日付け 3,230,966,000 円の支出負担行為決議を行った（乙第 2 号証の 5）。うち、指定期間内に支払った負担額は平成 16 年 6 月 18 日に支出命令を行い、平成 16 年 6 月 30 日に支出した 986,555,000 円（乙第 2 号証の 6）と、平成 16 年 8 月 20 日に支出命令を行い、平成 16 年 8 月 31 日に支出した 822,128,000 円（乙第 2 号証の 7）の合わせて 1,808,683,000 円である。

これらの結果、国土交通省へ支払った埼玉県利水負担金額は、平成 15 年度分、平成 16 年度分を合わせ 3,073,017,000 円となった。

次に水道法第 44 条に基づく厚生労働省からの国庫補助金については、平成 15 年 11 月 17 日に 1,288,419,000 円（乙第 2 号証の 8、1 頁）のうち八ッ場ダム分は 948,250,000 円（乙第 2 号証の 8、2 頁）を受け入れ、平成 16 年 3 月 30 日に 777,640,000 （乙第

2号証の9、1頁)のうち八ッ場ダム分として632,167,000円(乙第2号証の9、2頁)を受け入れ、合わせて1,580,417,000円を埼玉県公営企業管理者が受け入れた。

以上、国土交通省へ支払った負担額から厚生労働省の国庫補助金を差し引いた結果、指定期間における埼玉県の実負担額は1,492,600,000円となったものである。

なお、埼玉県の実負担額のうち、地方公営企業法第17条の2に基づく一般会計からの出資金として埼玉県公営企業管理者は、平成16年3月31日に5,368,000,000円(乙第2号証の10)のうち八ッ場ダム分は1,104,300,000円(乙第2号証の11、3頁)を受け入れた。この結果、埼玉県公営企業管理者の実負担額は388,300,000円である。

(2) 治水等に関する負担金

埼玉県知事が指定期間に国土交通省へ支払った治水負担額は、平成15年8月26日に支出命令(乙第3号証の2)を行い、平成15年9月25日に支出した390,678,000円(乙第3号証の2、4頁表の利根川八ッ場ダムの行、今回差引負担額の列の欄)と、平成15年11月28日に支出命令(乙第3号証の3)を行い、平成15年12月10日に支出した168,438,101円(乙第3号証の3、4頁表の利根川八ッ場ダムの行、今回差引負担額の列の欄)と、平成16年3月23日に支出命令(乙第3号証の4)を行い、平成16年3月31日に支出した284,549,000円(乙第3号証の4、4頁表の利根川八ッ場ダムの行、今回差引負担額の列の欄)の合わせて843,665,101円となる。

また、平成15年4月1日付け国河総第234号通知(乙3号証の5)によると、八ッ場ダムの治水負担額には、八ッ場ダム以外の利根川川古ダム、渡良瀬遊水池総合開発の過年度調整額が含まれており(乙3号証の5、2頁

欄外註釈), その額は、利根川八ッ場ダムの負担予定額869,913,000円(乙3号証の5,2頁、利根川八ッ場ダムの行、地方負担予定額の列の欄下段)から、計算上の負担額759,613,000円(乙3号証の5,2頁、利根川八ッ場ダムの行、地方負担予定額の列の欄上段括弧書)を差し引いた110,300,000円である。

以上のことから、八ッ場ダム建設事業への指定期間における埼玉県知事の実負担額は、国土交通省へ支払った上記合計額から利根川川古ダム、渡良瀬遊水池総合開発の過年度調整額を差し引いた、733,365,101円となつたものである。

3 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業に関する負担金

水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁等を防止するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的としている(同法第1条)。

国土交通大臣は、ダム等建設予定地の都道府県知事の申し出を受け水源地域を指定した後、当該都道府県知事が水源地域の市町村や下流都道府県等の関係地方公共団体の長の意見を聴き、作成した水源地域整備計画の案について、関係する省庁等の行政機関の長と協議して水源地域整備計画を決定することとされている(同法第3条及び第4条)。

水源地域整備計画には、事業の概要及び経費の概算を定めるものとされ(同法第5条)、水源地域整備計画に基づく事業(整備事業)については、国、地方公共団体その他の者が実施することとされている(同法第6条)。整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するもの(本件の場合群馬県知事)は、指定ダムを利用して河川の流

水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者及び指定ダムの建設により洪水等による災害の発生が防止され又は洪水等による災害が軽減される地域を含む地方公共団体等にその負担する経費の一部を負担させることができるとされている（同法第12条）。

本件の八ッ場ダム建設事業については、群馬県知事が水源地域整備事業案を作成し、上記費用負担の調整については、同知事が関係都県知事及び利水者等と協議の上「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」を締結した（乙第33号証）。

この協定に基づき、埼玉県公営企業管理者が指定期間に群馬県へ支払った負担金は、まず平成15年度分の全体負担額として平成15年6月18日付け441,494,000円の支出負担行為決議を行い（乙第4号証の2）、平成15年12月19日付け66,921,000円の支出負担行為決議の減額を行った（乙第4号証の3）。その結果、平成15年度の負担予定額は374,573,000円に変更された。この支出負担行為に基づき、平成15年9月22日に支出命令を行った（乙第4号証の4、1頁）176,597,000円を平成15年9月30日に支出し（乙第4号証の4、2頁）、さらに平成16年1月19日に支出命令を行った（乙第4号証の5、1頁）197,976,000円を平成16年1月30日に支出した（乙第4号証の5、2頁）ものである。

なお、埼玉県の実負担額のうち、地方公営企業法第17条の3に基づく一般会計からの補助金として埼玉県公営企業管理者は、平成16年3月31日に4,112,723,598円（乙第2号証の12）のうち八ッ場ダム分は24,812,000円（乙第2号証の13、2頁）を受け入れた。この結果、埼玉県公営企業管理者の実負担額は349,761,000円である。

4 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金

水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩

和するため、水源地域対策特別措置法を補完するきめ細かな水源地域対策の推進を目的として、内閣総理大臣の認可を受けて、水源地域と受益地域の関係地方公共団体及び国により設立された財団法人である。

昭和51年12月に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川荒川基金」という。）が内閣総理大臣の認可を受けた水源地域対策基金の第1号として設立された。その実施する事業は、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄付行為により、関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得、生活安定及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助並びに水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託等とされている。

八ッ場ダム建設事業に関する利根川・荒川水源対策基金への受益地域の関係地方公共団体の負担については、平成2年8月1日付で「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（乙第34号証）が群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金との間で締結され、同協定書の関係地方公共団体の負担割合について定められた。具体的な実施事業、関係地方公共団体の負担額については、年度ごとに細目協定を締結して、定めている。

埼玉県知事が指定期間に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金へ支払った負担金は、まず平成15年度分の全体負担額として平成15年5月2日付で戸倉ダム、思川開発施設に係る負担分と合わせて251,442,880円の支出負担行為決議を行った（うち八ッ場ダム建設事業に係る負担分は80,642,760円（乙第5号証の2））。しかし、各事業費の変更に伴い、平成16年3月19日付で戸倉ダム、思川開発施設に係る負担分と合わせて71,258,758円を減額し、180,184,122円となる支出負担行為の変更を行った（乙第5号証の4）。このうち、八ッ場ダムに係る平成15年度負担額は18,733,251円を減額し、61,909,509円である。

これに対し、指定期間以前に前期分として32,257,000円を支出し（乙第5号証の3、3頁）、また平成15年12月12日に支出命令を行い、平成15年12月22日に後期分として29,717,090円を支出した（乙第5号証の3）結果、平成15年度分合計61,974,090円を支出した。

平成15年度負担額61,909,509円に対し、実際に支払った負担額は61,974,090円のため、64,581円の還付金が発生した。（乙第5号証の5）

次に、平成16年度分の負担額として、平成16年5月6日付けで思川開発施設に係る負担分と合わせて210,391,924円の支出負担行為決議を行った（乙第5号証の6）。うち八ッ場ダム建設事業に係る負担分は134,599,729円であり、前期負担分として平成16年7月2日支出命令を行い、平成16年7月20日に53,839,892円を支出した（乙第5号証の7）。

以上、平成15年度後期分、還付金及び平成16年度前期分を合わせ、83,492,401円となったものである。

以上

添 付 書 類

- 1 乙第26号証から乙第34号証まで
- 2 証拠説明書